

地域運営アドバイザー事業概要

◆事業目的

地域活動協議会設立より4年が経過し、全10地域において、当初の課題であった民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保した組織運営を行うレベルには概ね至っているが、地域によって成熟度の差が大きくなっている。

更に、当区内における地域活動協議会は、イベント等の実施状況が異なること、運営を担うボランティアが偏在していること等により、協議会ごとに必要とされる支援の質及び量が異なってきており、地域の実情に合わせた効果的な支援を、きめ細かく、即時的に実施する必要があることから、非常勤嘱託職員による地域運営アドバイザーを設置することにより、組織運営等について、持続的な支援を、地域の成熟度やニーズ、実情に合わせて重点的かつ効果的に支援するとともに、法人格の取得など地域活動協議会が社会的信用を高めるための取組を行うことを目的とする。また、地域からの認識も一業者としてではなく区役所職員としての対応となるため信頼度が向上し、地域に対する指導・助言について効果を高めることができると考える。

◆実施体制

上記目的を達成するため、区役所内に、「地域運営アドバイザー（ファシリテート及びコーディネーターの手法、会計事務、ホームページ等による情報発信並びに会議等運営の知識及びノウハウを有した者を2名）」を配置し、地域実情に応じて地域等に出向き、市民による自律的な地域運営が円滑に行われるよう支援を行う。

◆具体的な業務内容

地域活動協議会の事務局機能充実・確立による自律に向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性を確保するための助言指導ほか。ほか、地域活動協議会連絡会において、活動内容の情報交換を行う場の設定など。

1. 予算・決算、出納事務に係る指導及び助言等の支援に関すること
2. 事業計画策定、事業実施報告作成に係る指導及び助言等の支援に関すること
3. 各種会議の進行、資料作成に係る指導及び助言等の支援に関すること
4. 区内の地域活動協議会等の情報交換や連携の促進に関すること
5. 地域活動協議会連絡会開催の連絡調整及び、議案書・議事録作成に関すること
6. 地域活動協議会連絡会からの応相談及び、区から地域活動協議会への連絡に関すること
7. 地域活動協議会事業の広報業務に関すること
8. NPO等法人化に向けた情報提供や申請手続きの指導及び助言等の支援に関すること